

都道首都高速 2 号線（赤羽橋区間）高架下等利用計画（案）

1 計画概要

本件は、都道首都高速 2 号線の赤羽橋区間の約 0.3 km について、高架下等利用計画を策定するものである。

2 土地の利用の特徴

都道首都高速 2 号線は、起点を東京都中央区銀座東八丁目、終点を品川区戸越一丁目とする延長 8.5 km の路線（但し、銀座から浜崎橋ジャンクションの間は都道首都高速 1 号線と重複）であり、東京都中央区から港区、渋谷区を經由し品川区まで通過している。当該高速道路は、昭和 42 年 9 月に全線供用開始した。

港区に位置する当該高架下の土地の都市計画用途地域は、近隣商業地域又は商業地域に指定されており、周辺の土地の利用用途は、店舗、事務所、住宅等となっている。

交通面では、当該高架下の土地は、都営地下鉄大江戸線赤羽橋から西に直線距離約 0.1km の場所に位置している。

3 利用計画

（1）高架下利用部分の選定

利用可能箇所図のとおり

（2）利用用途の決定

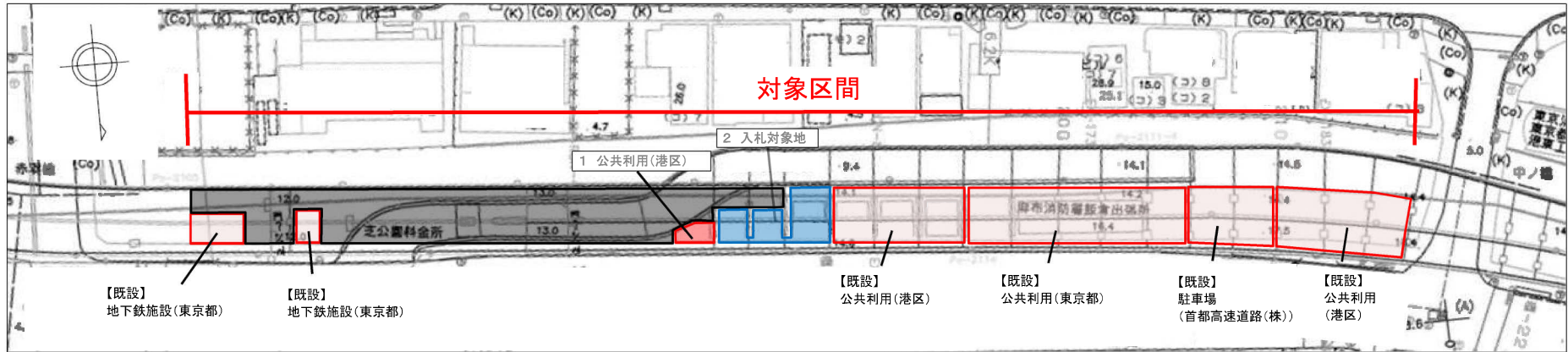
別表のとおり利用用途を決定するものとする。

以上

位置図(港区赤羽橋区間)



利用可能箇所図(港区赤羽橋区間)



- 凡例
- : 国又は地方公共団体による占有
 - : 入札により定める
 - : 占有不可(高速道路等)
 - : 既占有